

三菱UF Jニコス保証付J Aカードローンカード規定

1. (カードの利用)

三菱UF Jニコス保証付J Aカードローン（以下、「当ローン」といいます。）契約について発行した三菱UF Jニコス保証付J Aカードローンカード（以下、「ローンカード」といいます。）は、当該貸越口座について、次の場合に利用することができます。

ただし、当ローンの貸越、返済についての利用は、当組合と当ローン取引約定のある場合に限りです。

- (1) 当組合および当組合がオンライン現金自動支払機の共同利用による現金支払業務を提携した金融機関等（後記(3)の提携組合を含みます。以下、「提携先」といいます。）の現金自動支払機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「支払機」といいます。）を使用して当ローンの貸越を受ける場合。（以下、単に「貸越」といいます。）
- (2) 当組合および後記(3)の提携組合の現金自動貯金機（現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「貯金機」といいます。）を使用して当ローンの貸越金の任意返済をする場合。（以下、単に「返済」といいます。）
- (3) 当組合および当組合が提携した他の農業協同組合（信用農業協同組合連合会を含みます。以下、「提携組合」といいます。）の自動振込機（振込を行うことができる現金自動預入払出兼用機を含みます。以下、「振込機」といいます。）を使用して当ローンの貸越を受け、その貸越金を振込資金として振込の依頼をする場合。
- (4) 当組合および一部の提携組合と所定の契約を締結し、かつ日本マルチペイメントネットワーク運営機構所定の収納機関規約を承認のうえ、運営機構に収納機関として登録された法人等に対して、当組合および一部の提携組合が保有する県内の振込機を使用して、カードローンの貸越を受け、または振込資金を貯金口座からの振替えにより払戻し、税金・各種料金の払込サービスを利用する場合。
- (5) 当組合の窓口で返済を行う場合。
- (6) その他当組合所定の取引をする場合。

2. (支払機による貸越)

- (1) 支払機を使用して貸越を受ける場合には、支払機の画面表示等の操作手順に従って、支払機にローンカードを挿入し、届出の暗証および金額を正確に入力してください。
この場合、請求書の提出は必要ありません。
- (2) 支払機による貸越は、支払機の機種により当組合または提携先所定の金額単位とし、1回あたりの貸越は、当組合または提携先所定の金額の範囲内とします。
なお、1日あたりの貸越は当組合所定の金額の範囲内とします。
- (3) 支払機を使用して貸越を受ける場合に、貸越金額と第6条第1項に規定する自動機利用手数料金額との合計額が貸越を受けることのできる金額をこえるときは、その貸越はできません。

3. (貯金機による返済)

- (1) 貯金機を使用して返済する場合には、貯金機の画面表示等の操作手順に従って、貯金機にローンカードを挿入し、現金を投入して操作してください。
- (2) 貯金機による返済は、貯金機の機種により当組合所定の種類の紙幣および硬貨に限りです。また、1回あたりの返済は、当組合所定の枚数による金額の範囲内とします。

4. (ローンカードによる窓口での返済)

- (1) ローンカードによる窓口での返済の際は、当組合所定の入金票に届出の氏名、金額を記入のうえ、ローンカードとともに提出してください。
- (2) ローンカードによる窓口での返済の際の1回あたりの限度額は、当組合が定めるところによるものとします。

5. (振込機による振込)

振込機を使用して貸越を受けたうえ振込の依頼をする場合には、振込機の画面表示等の操作手順に従って、振込機にローンカードを挿入し、届出の暗証その他所定の事項を正確に入力してください。

この場合における貸越については、請求書の提出は必要ありません。

6. (自動機利用手数料等)

(1) 貯金機、支払機または振込機を使用して返済および貸越を受ける場合（ローンカードによる窓口での返済を含みます。）には、当組合および提携先所定の貯金機・支払機・振込機の利用に関する手数料（以下、「自動機利用手数料」といいます。）をいただきます。

(2) 自動機利用手数料は、貸越および返済時に請求書なしで当該貸越口座から自動的に貸越を行い、その貸越金をもって支払に充てます。

なお、提携先の自動機利用手数料は、当組合から提携先に支払います。

(3) 振込手数料は、振込金額の貸越時に請求書なしで当該貸越口座から自動的に貸越を行い、その貸越金をもって支払に充てます。

7. (貯金機・支払機・振込機故障時等の取扱い)

停電、故障等により貯金機、支払機、振込機等による取扱いができないときは、ローンカードによる取引を一時行わないときがあります。

8. (カードの紛失、届出事項の変更等)

(1) ローンカードを失った場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。この届出を受けたときは、直ちにローンカードによる貸越停止の措置を講じます。

この届出の前に生じた損害については、当組合および提携先は責任を負いません。

(2) 前項の届出の前に、ローンカードを失った旨電話による通知があった場合にも、前項と同様とします。

なお、この場合にも、すみやかに書面によって当店に届出てください。

(3) 氏名、暗証その他の届出事項に変更があった場合には、直ちに本人から書面によって当店に届出てください。

この届出の前に生じた損害については、当組合および提携先は責任を負いません。

(4) ローンカードを失った場合のローンカードの再発行は、当組合所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。

9. (暗証番号等)

(1) ローンカードは他人に使用されないよう保管してください。

また、暗証は他人に知られないようにしてください。

(2) 当組合がローンカードの電磁的記録によって、支払機または振込機の操作の際に使用されたローンカードを当組合が交付したのものとして処理をし、入力された暗証と届出の暗証との一致を確認して貸越をした場合は、ローンカードまたは暗証につき偽造、変造、盗用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当組合および提携先は責任を負いません。

ただし、この貸越が偽造ローンカードによるものであり、ローンカードおよび暗証の管理について当ローン取引契約者の責に帰すべき事由がなかったことを当組合が確認できた場合の当組合の責任については、このかぎりではありません。

10. (貯金機・支払機・振込機への誤入力等)

貯金機・支払機・振込機の使用に際し、金額等の誤入力により発生した損害については、当組合は責任を負いません。なお、提携先の貯金機・支払機・振込機を使用した場合の提携先の責任についても同様とします。

11. (解約等)

(1) 当ローン取引契約を解約する場合には、ローンカードを当店に返却してください。

- (2) ローンカードの改ざん、不正使用など当組合がローンカードの利用を不相当と認めた場合には、その利用をお断りすることがあります。
この場合、当組合から請求がありしだい直ちにローンカードを当店に返却してください。

12. (譲渡、質入れ等の禁止)

ローンカードは譲渡、質入れまたは貸与することはできません。

13. (カード発行手数料)

ローンカードの発行、再発行にあたっては、当組合所定のカード発行手数料を支払っていただきます。

14. (規定の適用)

- (1) この規定に定めのない事項については、別に提出を受けたカードローン申込書（兼当座貸越契約書）の各条項および振込規定により取扱います。
- (2) この規定は民法に定める定型約款に該当します。当組合は、この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法の定型約款の変更の規定に基づいて変更するものとします。
- (3) 前項によるこの規定の変更は、変更後の規定の内容を、店頭表示、インターネットその他相当の方法で公表し、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上
(2020年4月1日現在)